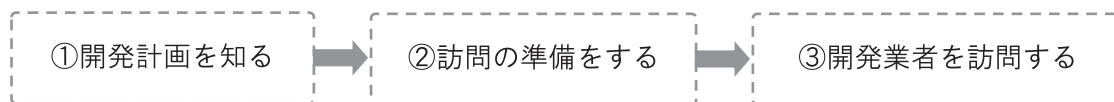


Ⅱ 章 - 自 治 会 等 へ の 加 入 を 促 進 し ょ う

【 新 た に 開 発 さ れ る 集 合 住 宅 】

集合住宅の販売時に、開発業者に自治会等の周知と加入をとりまとめてもらおうと、戸別に加入を呼びかける必要がなくなります。建設前の早い段階から働きかけて全戸加入を目指しましょう。



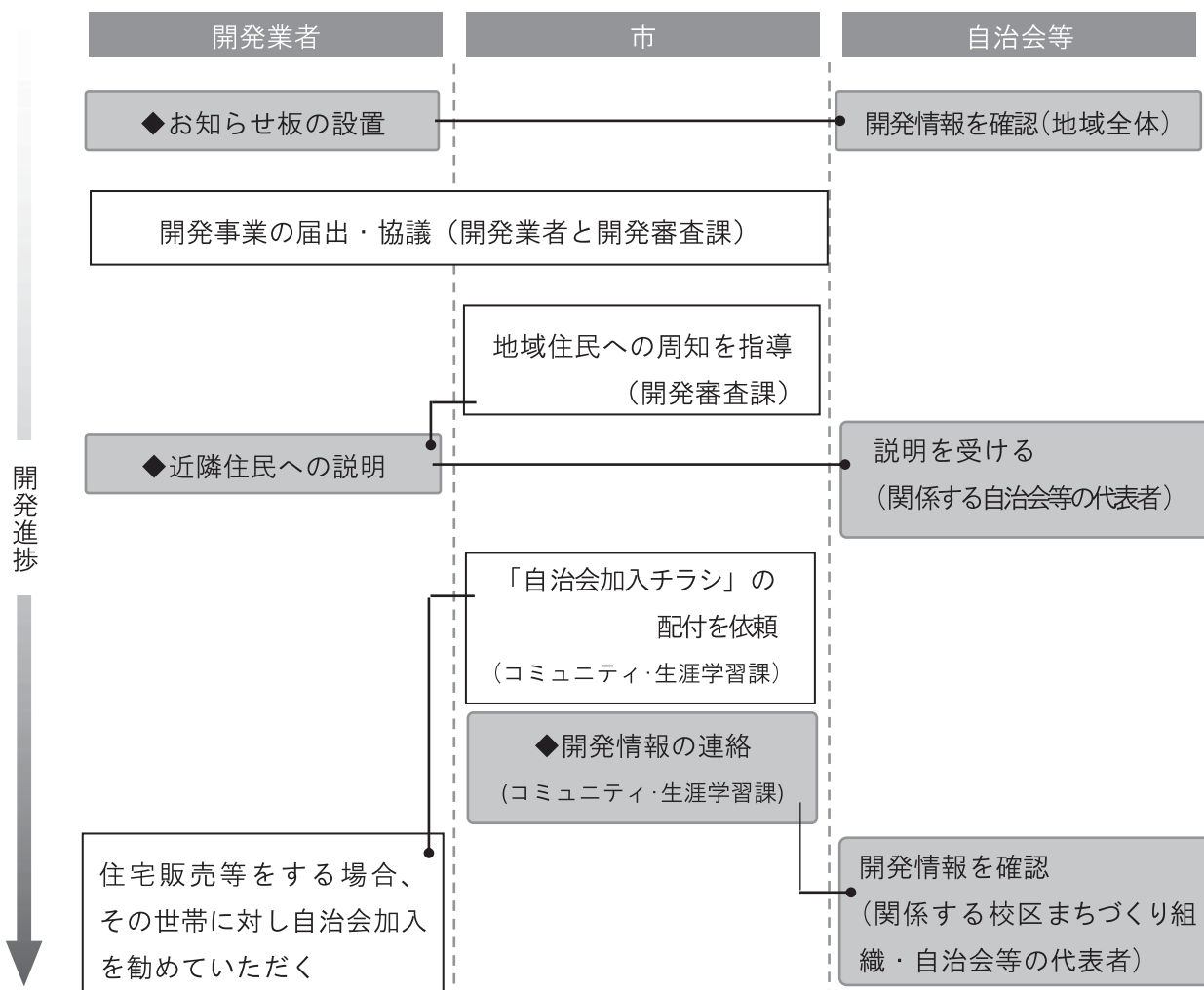
①開発計画を知る

開発業者は※一定規模の開発の場合、市へ届出・協議を行い、協定を結ぶことになります。近隣の関係する自治会長等には、開発業者と市から連絡があります。

(一部、許可が必要なものもあります。)

※一定規模の開発 … 開発規模については「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」参照。
小規模な開発の場合は、個別に各自治会内で情報収集する必要があります。

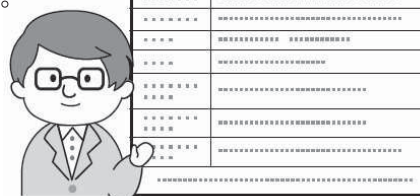
例：計画戸数 10 戸以上の共同住宅及び 500 ㎡以上で、道路等の公共施設を設置する場合等



開発業者が設置するお知らせ板で、開発情報を確認しましょう。
開発事業の概要、事業者の問い合わせ先が記載されています。

一般的には、開発業者が説明を行います。

開発事業のお知らせが市から文書で郵送されます。



自治会等の概要がわかる資料（総会資料やチラシ、ごみカレンダー等）に加え、あいさつ文もあわせて持参するなど、丁寧な働きかけを心がけましょう。

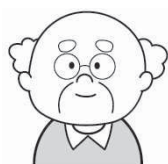
あいさつ文（例） P. 31 参照

開発計画を知った時点で、速やかに訪問します。

会長や加入促進担当等の役員を含む複数名で訪問し、組織的に取り組みましょう。



入居者へ自治会等の意義や利点について説明し、自治会等の加入を勧めてもらうよう開発業者に依頼します。



開発業者との信頼関係を築いていくことが全戸加入への第一歩です。
関係が深まれば、入居者に加入を積極的に勧めてもらえたり、加入の窓口になってもらえたりします。

全戸加入に至らなかった場合は、家主(管理会社)や管理組合等と話し合いの場を持つなど、入居後も積極的に働きかけましょう。